

■算定要件抜粋 (指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準より抜粋)

(下線は改正部分)

(1) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費【新設・要件・区分】	
注5 別に<u>厚生労働大臣が定める基準</u>を満たさない場合は、安全管理体制未実施減算として、1日につき5単位を所定単位数から減算する。	※<u>厚生労働大臣が定める基準</u> 六十三の二 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費における安全管理体制未実施減算の基準 <u>指定地域密着型サービス基準第百五十五条第一項に規定する基準に適合していること。</u> ※<u>指定地域密着型サービス基準第百五十五条第一項に規定する基準</u> 第百五十五条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。 一 (略) 二 (略) 三 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者置くこと。
注6 栄養管理について、別に<u>厚生労働大臣が定める基準</u>を満たさない場合は、1日につき14単位を所定単位数から減算する。	※<u>厚生労働大臣が定める基準</u> 六十三の三 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費の注6の厚生労働大臣が定める基準 指定地域密着型サービス基準第三十一条に定める栄養士又は管理栄養士の員数を置いていること及び<u>指定地域密着型サービス基準第百四十三条の二</u>(指定地域密着型サービス基準第百六十九条において準用する場合を含む。)に規定する基準のいずれにも適合していること。 ※<u>指定地域密着型サービス基準第百四十三条の二に規定する基準</u> 第百四十三条の二 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

日常生活継続支援加算【要件】	
注7 別に<u>厚生労働大臣が定める施設基準</u>に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設については、当該施設基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。 (1) 日常生活継続支援加算(Ⅰ) 36単位 (2) 日常生活継続支援加算(Ⅱ) 46単位	※<u>厚生労働大臣が定める施設基準</u> 四十一 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における日常生活継続支援加算に係る施設基準 イ 日常生活継続支援加算(Ⅰ)を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の施設基準 (1)・(2) (略) (3) 介護福祉士の数が、常勤換算方法で、入所者の数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、次に掲げる規定のいずれにも適合する場合は、介護福祉士の数が、常勤換算方法で、入所者の数が七又はその端数を増すごとに一以上であること。 a 業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器(以下「介護機器」という。)を複数種類使用していること。 b 介護機器の使用に当たり、介護職員、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、アセスメント(入所者の心身の状況を勘案し、自立した日常生活を営むことができるように支援す

	る上で解決すべき課題を把握することをいう。)及び入所者の身体の状態等の評価を行い、職員の配置の状況等の見直しを行っていること。 c. <u>介護機器を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、介護機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、介護職員、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者と共同して、当該委員会において必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。</u> i 入所者の安全及びケアの質の確保 ii 職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮 iii 介護機器の定期的な点検 iv 介護機器を安全かつ有効に活用するための職員研修 (4) (略) ロ 日常生活継続支援加算(Ⅱ)を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の施設基準 (1) ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又は経過的ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定していること。 (2) (略)
--	--

夜勤職員配置加算【要件】	
注9 別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 夜勤職員配置加算(Ⅰ)イ 41単位 (2) 夜勤職員配置加算(Ⅰ)ロ 13単位 (3) 夜勤職員配置加算(Ⅱ)イ 46単位 (4) 夜勤職員配置加算(Ⅱ)ロ 18単位 (5) 夜勤職員配置加算(Ⅲ)イ 56単位 (6) 夜勤職員配置加算(Ⅲ)ロ 16単位 (7) 夜勤職員配置加算(Ⅳ)イ 61単位 (8) 夜勤職員配置加算(Ⅳ)ロ 21単位	※厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 四 指定地域密着型介護福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 イ (略) ロ 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又は経過的ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 (1) (略) (2) 経過的ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 (一)・(二) (略) ハ 夜勤職員配置加算(Ⅰ)イ若しくはロ、夜勤職員配置加算(Ⅱ)イ若しくはロ、夜勤職員配置加算(Ⅲ)イ若しくはロ又は夜勤職員配置加算(Ⅳ)イ若しくはロを算定すべき指定地域密着型介護福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 (1) 夜勤職員配置加算(Ⅰ)イを算定すべき指定地域密着型介護福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 (一) (略) (二) 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、第一号ロ(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に一を加えた数以上であること。ただし、次のa又はbに掲げる場合は、当該a又はbに定める数以上であること。 a 次に掲げる要件のいずれにも適合している場合 第一号ロ(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の九を加えた数 i 見守り機器を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数の十分の一以上の数設置していること。 ii 見守り機器を安全かつ有効に活用するた

	<u>めの委員会を設置し、必要な検討等が行われていること。</u> b <u>次に掲げる要件のいずれにも適合している場合 第一号ロ(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の六を加えた数(第一号ロ(1)イの規定に基づき夜勤を行う介護職員又は看護職員を配置している場合にあっては、第一号ロ(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の八を加えた数)</u> i <u>夜勤時間帯を通じて、見守り機器を当該指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数以上設置していること。</u> ii <u>夜勤時間帯を通じて、夜勤を行う全ての介護職員又は看護職員が、情報通信機器を使用し、職員同士の連携促進が図られていること。</u> iii <u>見守り機器等を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、介護職員、看護職員その他の職種の者と共同して、当該委員会において必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。</u> (1) <u>夜勤を行う職員による居室への訪問を個別に必要なとする入所者への訪問及び当該入所者に対する適切なケア等による入所者の安全及びケアの質の確保</u> (2) <u>夜勤を行う職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮</u> (3) <u>見守り機器等の定期的な点検</u> (4) <u>見守り機器等を安全かつ有効に活用するための職員研修</u> (2) (略) (3) <u>夜勤職員配置加算(Ⅱ)イを算定すべき指定地域密着型介護福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準</u> (一) (略) (二) <u>夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、第一号ロ(2)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に一を加えた数以上であること。ただし、次のa又はbに掲げる場合は、当該a又はbに定める数以上であること。</u> a <u>次に掲げる要件のいずれにも適合している場合 第一号ロ(2)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の九を加えた数</u> i <u>見守り機器を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数の十分の一以上の数設置していること。</u> ii <u>見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること。</u> b <u>次に掲げる要件のいずれにも適合している場合 第一号ロ(2)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の六を加えた数</u> i <u>夜勤時間帯を通じて、見守り機器を当該指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数以上設置していること。</u> ii <u>夜勤時間帯を通じて、夜勤を行う全ての介護職員又は看護職員が、情報通信機器を使用し、職員同士の連携促進が図られていること。</u> iii <u>見守り機器等を活用する際の安全体制及</u>
--	--

	<u>びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、介護職員、看護職員その他の職種の者と共同して、当該委員会において必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。</u> (1) <u>夜勤を行う職員による居室への訪問を個別に必要とする入所者への訪問及び当該入所者に対する適切なケア等による入所者の安全及びケアの質の確保</u> (2) <u>夜勤を行う職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮</u> (3) <u>見守り機器等の定期的な点検</u> (4) <u>見守り機器等を安全かつ有効に活用するための職員研修</u> (4) 夜勤職員配置加算(Ⅱ)口を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 (一) <u>経過的ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定していること。</u> (二) (略) (5)～(8) (略)
--	---

生活機能向上連携加算【区分・要件】	
注11 別に<u>厚生労働大臣が定める基準</u>に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設において、外部との連携により、入所者の身体状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、(2)については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、注12を算定している場合、(1)は算定せず、(2)は1月につき100単位を所定単位数に算定する。 (1) <u>生活機能向上連携加算(Ⅰ)</u> 100単位 (2) <u>生活機能向上連携加算(Ⅱ)</u> 200単位	※<u>厚生労働大臣が定める基準</u> 四十二の四 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費における生活機能向上連携加算の基準 イ <u>生活機能向上連携加算(Ⅰ)</u> 次のいずれにも適合すること。 (1) <u>指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師(以下この号において「理学療法士等」という。)の助言に基づき、当該指定地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着型サービス基準第三百十条第一項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。</u> (2) <u>個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。</u> (3) <u>(1)の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を三月ごとに一回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。</u> ロ <u>生活機能向上連携加算(Ⅱ)</u> 次のいずれにも適合すること。 (1) <u>指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該指定地域密着型介護老人福祉施設を訪問し、当該施設の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。</u> (2) <u>個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。</u>

	③ (1)の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を三月ごとに一回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。
--	---

個別機能訓練加算【区分・要件】

注12 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設において、入所者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、入所者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合は、<u>個別機能訓練加算(Ⅰ)</u>として、1日につき12単位を所定単位数に加算する。また、<u>個別機能訓練加算(Ⅰ)</u>を算定している場合であつて、かつ、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合は、<u>個別機能訓練加算(Ⅱ)</u>として、1月につき20単位を所定単位数に加算する。	
---	--

A D L 維持等加算（A D L維持等加算の申出）【新設】

注13 別に<u>厚生労働大臣が定める基準</u>に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設において、入所者に対して指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、評価対象期間（別に<u>厚生労働大臣が定める期間</u>をいう。）の満了日の属する月の翌月から12月以内の期間に限り、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) <u>A D L維持等加算(Ⅰ)</u> 30単位 (2) <u>A D L維持等加算(Ⅱ)</u> 60単位	※<u>厚生労働大臣が定める基準</u> 十六の二 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費におけるA D L維持等加算の基準 イ A D L維持等加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 評価対象者（当該事業所又は当該施設の利用期間（(2)において「評価対象利用期間」という。）が六月を超える者をいう。以下この号において同じ。）の総数が十人以上であること。 (2) 評価対象者全員について、評価対象利用期間の初月（以下「評価対象利用開始月」という。）と、当該月の翌月から起算して六月目（六月目にサービスの利用がない場合については当該サービスの利用があった最終の月）においてA D Lを評価し、その評価に基づく値（以下「A D L値」という。）を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に当該測定を提出していること。 (3) 評価対象者の評価対象利用開始月の翌月から起算して六月目の月に測定したA D L値から評価対象利用開始月に測定したA D L値を控除して得た値を用いて一定の基準に基づき算出した値（以下「A D L利得」という。）の平均値が一以上であること。 ロ A D L維持等加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) イ(1)及び(2)の基準に適合するものであること。 (2) 評価対象者のA D L利得の平均値が二以上であること。 ※<u>厚生労働大臣が定める期間</u> 四十三の二 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のイから二までの注13の厚生労働大臣が定める期間 <u>第二十八号の三に規定する期間</u> ※<u>第二十八号の三に規定する期間</u> 二十八の三 指定居宅サービス介護給付費単位数表の特定施設入居者生活介護費の注8の厚生労働大臣が定め
---	--

	る期間 ＡＤＬ維持等加算の算定を開始する月の前年の同月から起算して十二月までの期間
--	---

栄養マネジメント加算【削除】	
【チ 栄養マネジメント加算】は削除。	

栄養マネジメント強化加算【新設】	
チ 栄養マネジメント強化加算 11単位 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設において、入所者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合、栄養マネジメント強化加算として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イからニまでの注6を算定している場合は、算定しない。	※厚生労働大臣が定める基準 六十五の三 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費における栄養マネジメント強化加算の基準 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 イ 管理栄養士を常勤換算方法（指定地域密着型サービス基準第二条第七号に規定する常勤換算方法をいう。以下この号において同じ。）で、入所者の数を五十で除して得た数以上配置していること。ただし、常勤の栄養士を一名以上配置し、当該栄養士が給食管理を行っている場合にあつては、管理栄養士を常勤換算方法で、入所者の数を七十で除して得た数以上配置していること。 ロ 低栄養状態にある入所者又は低栄養状態のおそれのある入所者に対して、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して作成した栄養ケア計画に従い、当該入所者の栄養管理をするための食事の観察を定期的に行い、当該入所者ごとの栄養状態、心身の状況及び嗜好を踏まえた食事の調整等を実施すること。 ハ ロに規定する入所者以外の入所者に対しても、食事の観察の際に変化を把握し、問題があると認められる場合は、早期に対応していること。 ニ 入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施に当たって、当該情報その他継続的な栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。 ホ 通所介護費等算定方法第十号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

看取り介護加算【要件】	
九 看取り介護加算 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者について看取り介護を行った場合においては、看取り介護加算（Ⅰ）として、死亡日以前31日以上45日以下については1日につき72単位を、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき144単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき680単位を、死亡日については1日につき1,280単位を死亡月に加算する。ただし、退所した日の翌日から死亡日までの間は、算定しない。 2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者について看取り介護を行った場合においては、当該入所者が当該指定地域密着型介護老人福祉施設内で死亡した場合に限り、看取り介護加算（Ⅱ）として、死亡日以前31日以上45日以下については1日につき72単位を、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき144単	※厚生労働大臣が定める施設基準 四十五 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における看取り介護加算に係る施設基準 イ 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における看取り介護加算（Ⅰ）に係る施設基準 (1)・(2) (略) (3) 医師、生活相談員、看護職員、介護職員、管理栄養士、介護支援専門員その他の職種の者による協議の上、当該指定地域密着型介護老人福祉施設における看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行うこと。 (4)・(5) (略) ロ (略) ※厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者 四十八 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の九の注の厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者 次のイからハまでのいずれにも適合している入所者 イ (略) ロ 医師、生活相談員、看護職員、管理栄養士、介護支援専門員その他の職種の者（以下この号において「医

位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき780単位を、死亡日については1日につき1,580単位を死亡月に加算する。ただし、看取り介護加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。	師等」という。)が共同で作成した入所者の介護に係る計画について、医師等のうちその内容に応じた適当な者から説明を受け、当該計画について同意している者(その家族等が説明を受けた上で、同意している者を含む。)であること。 ハ (略)
--	--

褥瘡マネジメント加算【要件・区分】

ホ 褥瘡マネジメント加算 注 別に<u>厚生労働大臣が定める基準</u>に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設において、継続的に入所者ごとの褥瘡管理をした場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 褥瘡マネジメント加算(Ⅰ) 3単位 (2) 褥瘡マネジメント加算(Ⅱ) 13単位	※<u>厚生労働大臣が定める基準</u> 七十一の二 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費における褥瘡マネジメント加算の基準 イ 褥瘡マネジメント加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 入所者ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時に評価し、その後少なくとも三月に一回評価するとともに、その評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって、当該情報その他褥瘡管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。 (2) (1)の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者ごとに、医師、看護師、介護職員、管理栄養士、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成していること。 (3) 入所者ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するとともに、その管理の内容や入所者又は利用者の状態について定期的に記録していること。 (4) (1)の評価に基づき、少なくとも三月に一回、入所者ごとに褥瘡ケア計画を見直していること。 ロ 褥瘡マネジメント加算次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) イ(1)から(4)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 (2) イ(1)の評価の結果、施設入所時に褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者について、褥瘡の発生のないこと。
--	---

排せつ支援加算【要件・区分】

ト 排せつ支援加算 注 別に<u>厚生労働大臣が定める基準</u>に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設において、継続的に入所者ごとの排せつに係る支援を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 排せつ支援加算(Ⅰ) 10単位 (2) 排せつ支援加算(Ⅱ) 15単位 (3) 排せつ支援加算(Ⅲ) 20単位	※<u>厚生労働大臣が定める基準</u> 七十一の三 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費における排せつ支援加算の基準 イ 排せつ支援加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 入所者ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が施設入所時に評価し、その後少なくとも六月に一回評価するとともに、その評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、排せつ支援の実施に当たって、当該情報その他排せつ支援の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。 (2) (1)の評価の結果、排せつに介護を要する入所者であって、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれるものについて、医師、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、当該入所者が排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施していること。 (3) (1)の評価に基づき、少なくとも三月に一回、入所者ごとに支援計画を見直していること。 ロ 排せつ支援加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
---	---

	(1) <u>イ(1)から(3)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</u> (2) <u>次に掲げる基準のいずれかに適合すること。</u> イ(1)の評価の結果、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時と比較して、排尿又は排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がないこと。 イ(1)の評価の結果、施設入所時におむつを使用していた者であって要介護状態の軽減が見込まれるものについて、おむつを使用しなくなったこと。 ハ 排せつ支援加算(Ⅲ) <u>イ(1)から(3)まで並びにロ(2)及び(ニ)に掲げる基準のいずれにも適合すること。</u>
--	--

自立支援促進加算【新設】

ラ 自立支援促進加算 300単位 注 別に<u>厚生労働大臣が定める基準</u>に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設において、継続的に入所者ごとの自立支援を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。	※<u>厚生労働大臣が定める基準</u> 七十一の四 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費における自立支援促進加算の基準 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 イ 医師が入所者ごとに、施設入所時に自立支援に係る医学的評価を行い、その後少なくとも六月に一回医学的評価の見直しを行うとともに、その医学的評価の結果等の情報を厚生労働省に提出し、自立支援の促進に当たって、当該情報その他自立支援の適切かつ有効な促進のために必要な情報を活用していること。 ロ イの医学的評価の結果、自立支援の促進が必要であるとされた入所者ごとに、医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、自立支援に係る支援計画を策定し、支援計画に従ったケアを実施していること。 ハ イの医学的評価に基づき、少なくとも三月に一回、入所者ごとに支援計画を見直していること。 ニ 医師が自立支援に係る支援計画の策定等に参加していること。
---	---

科学的介護推進体制加算【新設】

ム 科学的介護推進体制加算 注 別に<u>厚生労働大臣が定める基準</u>に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設が、入所者に対し指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 科学的介護推進体制加算(Ⅰ) 40単位 (2) 科学的介護推進体制加算(Ⅱ) 50単位	※<u>厚生労働大臣が定める基準</u> 七十一の五 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費における科学的介護推進体制加算の基準 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 イ 科学的介護推進体制加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。 (2) 必要に応じて施設サービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、(1)に規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。 ロ 科学的介護推進体制加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) イ(1)に規定する情報に加えて、入所者ごとの疾病の状況等の情報を、厚生労働省に提出していること。 (2) 必要に応じて施設サービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、イ(1)に規定する情報、(1)に規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。
---	---

安全対策体制加算【新設】

ウ 安全対策体制加算 20単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合、安全対策体制加算として、入所初日に限り所定単位数を加算する。

※厚生労働大臣が定める施設基準

四十五の二 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における安全対策体制加算に係る施設基準

イ 指定地域密着型サービス基準第百五十五条第一項に規定する基準に適合していること。

ロ 指定地域密着型サービス基準第百五十五条第一項第四号に規定する担当者が安全対策に係る外部における研修を受けていること。

ハ 当該指定地域密着型介護老人福祉施設内に安全管理部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。

※指定地域密着型サービス基準第百五十五条第一項に規定する基準

第百五十五条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

一 (略)

二 (略)

三 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業員に対する研修を定期的に行うこと。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

サービス提供体制強化加算【区分】

ホ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設が、入所者に対し指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、日常生活継続支援加算を算定している場合は、算定しない。

(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 22単位

(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 18単位

(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6単位

※厚生労働大臣が定める基準

七十二 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準

イ サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 次のいずれかに適合すること。

(イ) 指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の八十以上であること。

(ロ) 指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員の総数のうち、勤続年数十年以上の介護福祉士の占める割合が百分の三十五以上であること。

(2) 提供する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の質の向上に資する取組を実施していること。

(3) 通所介護費等算定方法第十号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

ロ サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の六十以上であること。

(2) イ(3)に該当するものであること。

ハ サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 次のいずれかに適合すること。

(イ) 指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の五十以上であること。

(ロ) 指定地域密着型介護老人福祉施設の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が百分の七十五以上であること。

(三) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を入所者に直接提供する職員の総数のうち、

(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)

	<u>勤続年数七年以上の者の占める割合が百分の三十以上であること。</u> (2) <u>イ(3)に該当するものであること。</u>
--	---